

# 仕 様 書

- 1 品 名 液体炭酸ソーダ（単価契約）
- 2 用 途 浸出水に含まれるカルシウム除去

### 3 規格及び数量

品 名	メーカー・品番等	規 格	発注予定数量	単位
液体炭酸ソーダ	問わない	濃度10%～11%	39,920	kg

※注 上記規格を満たすものであればメーカー・品番を問わない。  
なお、規格を満たしているかどうかの事前確認は受け付けない。（同等品規格確認は受け付けない。）

- 4 発注予定数量  
予定数量であり、この数量の発注を保証するものではない。
- 5 契約単価等  
契約単価は1kgあたりの単価とする。（消費税及び地方消費税は含まない。）
- 6 納 入 期 間  
契約締結日の翌日から令和9年3月31日
- 7 納 入 場 所  
広島中央環境衛生組合 賀茂環境センター（東広島市黒瀬町国近10427番地24）
- 8 納入方法等  
(1) 1回あたり10トンタンクローリー車により搬送し、既設の薬品タンク（15立方メートル）へ薬品を投入すること。
- 9 提 出 書 類  
(1) 落札候補者は、品目についての代理店証明書及び品目に必要な毒劇物一般販売業登録票等の写しを提出すること。  
(2) 納入の都度、納品書及び成分分析表を提出すること
- 10 支 払 方 法  
受注者は検査合格後、納入日が属する月の翌月に当該履行部分にあたる代金を次のとおり請求することができる。  
(1) 消費税及び地方消費税に係る課税事業者の場合  
契約単価に当該履行数量（kg）を乗じて計算した額に、当該額の100分の10に相当する額（その額に円単位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を加算して計算した額とする。  
(2) 消費税及び地方消費税に係る免税事業者の場合  
契約単価に当該履行数量（kg）を乗じて計算した額（その額に円単位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）。  
(3) 請求書には、納入毎の納入月日、数量、単価、月間の合計金額、消費税額等、請求額の根拠となる内訳を記載すること。請求金額は、納入毎に小数点以下の端数を切り捨て、その合計金額をもって請求すること。